		（注３）　25の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　27の欄に変更がある場合に限る。 （注５）　29の欄に変更がある場合に限る。 （注６）　31の欄から35の欄までに変更がある場合に限る。
３　再免許の申請の場合	１　２　３　４　５　６　７　10 11（注１）　12　13　14　15　16 18（注２）　19　20（注２）　21 22　23　24　25　26　27　28　29 30（注３）　31（注３）　32（注３） 33　34　35（注４）	（注１）　特定地上基幹放送局等の場合に限る。 （注２）　特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 （注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 （注４）　受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。

［２～18　略］

19　18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第１項の規定により一の認定を受けようとする者又は同法第105条の２第２項の規定により確認を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20　19の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

		（注３）　25の欄に変更がある場合に限る。 （注４）　27の欄に変更がある場合に限る。 （注５）　29の欄に変更がある場合に限る。 （注６）　31の欄又は32の欄に変更がある場合に限る。
３　［同左］	［同左］	［同左］

［２～18　同左］

19　18の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第１項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称（申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。）を記載すること。ただし、移動受信用地上基幹放送の業務の用に供する場合は記載を要しない。

20　［同左］

［(1)・(2)　同左］